

商工建設委員会会議記録

商工建設委員会委員長 白澤 勉

- 1 日時
令和6年3月18日（月曜日）
午前10時0分開会、午後1時13分散会
（うち休憩 午前10時35分～午前10時41分、午前11時4分～午前11時5分、
午前11時6分～午前11時7分、午後0時0分～午後1時1分）
- 2 場所
第4委員会室
- 3 出席委員
白澤勉委員長、工藤剛副委員長、五日市王委員、郷右近浩委員、軽石義則委員、
神崎浩之委員、高橋穩至委員、中平均委員、田中辰也委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
堀合担当書記、畑中担当書記、藤枝併任書記、大野併任書記、田家併任書記、
千葉併任書記
- 6 説明のため出席した者
 - (1) 商工労働観光部
岩渕商工労働観光部長、高橋副部長兼商工企画室長、
三河定住推進・雇用労働室長、十良澤ものづくり自動車産業振興室長、
高橋観光・プロモーション室長、齋藤商工企画室企画課長、
小野寺経営支援課総括課長、畠山産業経済交流課総括課長、
金野産業経済交流課特命参事兼地域産業課長、
駒木定住推進・雇用労働室特命参事兼雇用推進課長、
大越観光・プロモーション室特命参事兼プロモーション課長、
菅原定住推進・雇用労働室労働課長
 - (2) 県土整備部
加藤県土整備部長、小原副部長兼県土整備企画室長、上澤道路担当技監、
大久保河川港湾担当技監、菅原まちづくり担当技監、高瀬道路環境課総括課長
- 7 一般傍聴者
1人
- 8 会議に付した事件
 - (1) 商工労働観光部関係審査

(議 案)

議案第85号 みちのく岩手観光立県第4期基本計画の策定に関し議決を求めること
について

(請願陳情)

ア 受理番号第24号 令和6年度岩手地方最低賃金改正についての請願

イ 受理番号第25号 2024年度最低賃金引き上げに関する請願

(2) その他

ア 次回の委員会運営について

イ 委員会調査について

9 議事の内容

○白澤勉委員長 ただいまから商工建設委員会を開会いたします。

なお、本日は県土整備部関係の議案等の審査はありませんので、県土整備部職員に対する委員会への出席要求は行っておりませんが、県土整備部から岩手県広域サイクリングルートについて発言を求められております。このため商工労働観光部関係の審査終了後、県土整備部職員を入室させ、発言を許したいと思っておりますので、あらかじめ御了承願います。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付しております日程により会議を行います。

初めに、商工労働観光部関係の議案の審査を行います。議案第85号みちのく岩手観光立県第4期基本計画の策定に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○高橋観光・プロモーション室長 それでは、議案(その2)の169ページをお開き願います。議案第85号みちのく岩手観光立県第4期基本計画の策定に関し議決を求めることについて御説明いたします。

この計画の作成につきましては、県議会12月定例会におきまして県行政に関する基本的な計画の議決に関する条例第4条の規定により、報告議案として提出し、その後パブリックコメント、地域説明会及び商工観光審議会での意見聴取を行い、今定例会において同条例第3条第1項の規定により、策定に関する議決を求めるものであります。

それでは、お手元に配付しております資料1、みちのく岩手観光立県第4期基本計画(案)についてで計画の概要等を御説明いたします。

2ページ、1、みちのく岩手観光立県第4期基本計画(案)の概要をごらんください。計画策定の趣旨・役割ですが、みちのく岩手観光立県基本条例に基づき、県、市町村、県民、観光関連団体、観光事業者などが相互理解と協力のもと、観光振興に関する施策を総合的、計画的に推進するための基本的な計画として策定するものです。

計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間となっております。計画は、第5章から構成されており、第3章、計画の目標では、目指す姿を住んでよし、訪れてよしの観光地域づくりと地域経済の活性化を推進することにより、自然と人、文化と人、人

と人をつなぎ、地域社会の好循環を生む観光産業のさらなる発展を目指しますとしております。

次に、第4章、観光振興に関する施策では、五つの基本施策に基づいて各部局の観光振興に関する取り組みを具体的な推進方策として整理しており、また各広域振興局の取り組みを地域の特色を生かした観光地域づくりとして整理しております。

3ページ、2、寄せられた意見の反映状況等についてをごらんください。パブリック・コメントや地域説明会、県議会12月定例会及び商工観光審議会で寄せられた意見は25件になります。意見に対する計画への反映状況を整理すると表のとおりとなりますが、主な意見とそれに対する反映状況等については、次のページ以降で説明いたします。

4ページをごらんください。意見の1は、バリアフリー観光について記載すべきとの意見であります。これに対しては、御意見を踏まえましてユニバーサルデザインを促進し、バリアフリー観光を推進しますと従前から記載を拡充し、さらにユニバーサルツーリズムを推進していく旨を追記し、反映状況はA（全部反映）と整理しております。

なお、【p42】と記載しておりますが、これは資料2、みちのく岩手観光立県第4期基本計画（案）の本文に該当するページとなります。

続きまして、意見の2は、住んでよしの具体的な政策はわかりにくいとの意見であります。これに対しては、定義を記載するとともに、具体の取り組みを追記し、反映状況はA（全部反映）と整理しております。

意見の3は、ニューヨークタイムズ紙の件を受けて、英語の文字でのブランドについての意見であります。これに対しては、第4章に地域の特色を生かした観光地域づくりにおいて英語の文字での地域のブランド力に関する文言を追記するほか、各広域振興圏にも副題を追記し、反映状況はB（一部反映）と整理しております。

5ページをごらんください。意見の4の観光分野の住民参加から、意見の5の住民一人ひとりのおもてなし、意見の6の自然環境の維持と保全、意見7の宿泊施設の改修、6ページ目に移りまして、意見の8の体験型観光までは計画案に記載していることから、C（趣旨同一）と整理しております。

意見の9は、ものづくり工房での観光客の受け入れ、意見の10は伝統工芸産業、意見の11は観光消費額単価についての意見や質問であり、表のとおり反映状況を整理しております。

7ページ、3、スケジュールですが、本議会で議決をいただいた後、速やかに計画を策定し、県民等へ公表することとしております。

なお、資料2の計画（案）はただいま御説明いたしました内容を反映させた全文となっております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○白澤勉委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○神崎浩之委員 インバウンド政策と観光地域振興についてということで、この際に質

問通告を出しておりましたが、国内観光についてこの議案の中で質問させていただきたいと思っております。

まず、みちのく岩手観光立県第4期基本計画（案）の中にも岩手県の旅行観光消費額の目標が出ておりました。令和10年は2,256億円ということで令和2年と比べて倍の数字を目標に挙げておられますが、国でも日本人の観光消費額や外国人の観光消費単価を上げていこうと進めているのですけれども、岩手県とすればどうやってこの数字にもっていくのかお伺いいたします。

○高橋観光・プロモーション室長 本県の観光消費額の目標についてであります。

こちらにつきましては、令和8年度までの目標額を令和4年度に策定したいわて県民計画（2019～2028）第2期アクションプランの目標値と整合性を図っています。また、令和9年度、令和10年度の目標値は、令和5年度から令和8年度までの各年の伸び幅と同様に消費額を拡大する目標となっております。

具体的にどのような取り組みをしているのかという点につきましては、資料1の6ページをごらんいただきたいと思います。意見11として、どのような取り組みで単価を上げようとしているのかということについて、単価を上げるには一つ一つの観光コンテンツの高付加価値化や滞在時間を伸ばすことが考えられます。県としては岩手県観光協会に配置しているマーケティング等の専門人材と連携して地域DMOの立ち上げや機能強化の取り組みに対して支援を行っています。地域が稼ぐ仕組みを支援することによって観光消費額の向上につなげていきたいと考えております、と反映状況に記載しております。

○神崎浩之委員 日数や滞在時間をふやすのはいいのだけれども、その具体的などころを詰めていただきたいと思います。これは市町村の問題でもありますが、やはり市町村は市町村で意外とわかっていない部分もあるので、県の立場から第三者的に見てこのようなことをしたほうが良いというアドバイスや、県は広域調整をする業務があるので宮城県や秋田県、青森県も含めた広域の調整ですばらしい旅行商品をアドバイスしていただきたいと思います。

それから次に、国は生産波及効果や雇用誘発効果のアップも目指しております。例えば産業全体でどれだけ効果が上がったのか見ていくということです。観光というと、バスやホテル、飲食店ということがあるのですけれども、それ以外に食品品や小売店、農林水産業、運輸、旅行、サービスなどさまざまな生産性の波及効果や雇用誘発効果を上げていく、見ていくということなのですが、県とすればこれらの考えについてどのように実施していくのかお尋ねいたします。

○高橋観光・プロモーション室長 岩手県の生産波及効果については、みちのく岩手観光立県第4期基本計画（案）においては目標値としては設定しておりませんが、観光産業は宿泊業、旅行業に加えて運輸業、小売業、農林水産業など裾野が極めて広い産業であることから、多様な関係者の観光を切り口とした連携を促進し、新たな付加価値を生み出すことにより地域社会の好循環、生産波及効果の拡大につなげていくという形で考えており

ます。

そしてまた、雇用誘発効果についても神崎浩之委員からお話がありましたが、みちのく岩手観光立県第4期基本計画（案）においては経営力強化や人手不足対策を通じた観光産業の高度化に取り組むこととしておりまして、商工指導団体と連携した経営力の強化や地域のあらゆる分野の関係者と協働しながら地域の稼ぐ力を引き出すことによりまして、雇用誘発効果を高めていきたいと考えております。

○神崎浩之委員 観光旅行の消費単価を上げるということはそれでいいのですけれども、問題はそれをどうやって地域の資源と結びつけたかです。お土産のお菓子を買っても、実はそれが地元の製品ではなかったなどということがあっても困るし、全国から岩手県の観光施設やホテルで働きたいといった雇用にもつながるのです。既存の観光協会ではなくて、DMOと言っているのはそういうことです。ただお客さんが来ればいいということではなくて、それが結果的に地域の産業にどれだけ寄与したかを数字として実施していくのがDMOです。そういう面から、やはり県も具体的な目標を出してこの計画を推進していただきたいと思います。

それから、持続可能な観光地域づくりといったものを推奨しております。観光地域づくりに取り組む県のこの方策についてお聞きしたいと思います。

○高橋観光・プロモーション室長 持続可能な観光地域づくり戦略ですけれども、みちのく岩手観光立県第4期基本計画（案）において、環境、社会、経済の三つのバランスのとれた観光地域づくりを推進するというところで、交流人口、関係人口の拡大に結びつけ、国の施策とも連動しながら観光産業を地域基幹産業へと成長させることを目指しております。

そういった中で、具体的にどのような取り組みをするかということですが、例えば株式会社かまいしDMCでは、地元の漁師が手のあく時間帯を利用して漁船を活用した観光船クルーズとして運航し、その運航中に、さらに海洋中のマイクロプラスチックを観察するといった取り組みが世界持続可能観光協議会から認証を受けるなど持続可能な観光地域づくりが進められております。県といたしましても岩手県観光協会に設置している観光地域づくり支援チームと連携して地域の観光戦略や新たな地域DMOの立ち上げを支援しているところでありまして、さらに先ほどお話ししました株式会社かまいしDMCのような先進的な取り組みを全県に波及していくことで支援してまいりたいと考えております。

○神崎浩之委員 観光の中でも持続可能なという文言が出てきて、私もびっくりしているのですけれども、外国人は環境問題に非常に興味を持っているので、岩手県はこういう切り口もいいかと思います。GXなど進めているので、こういう取り組みについてもぜひ御指導いただきたいと思っています。

次に、バリアフリー観光についてです。前回も指摘をさせていただいて、少し文言の内容がふえた感じはするのですけれども、私はこのみちのく岩手観光立県基本計画を第1期、第2期、第3期、そして今回の第4期と13年間ずっと見ていて、項目立てを初め記述の仕

方も分量も写真もバリアフリー観光というのがどんどん薄れてきているのではないかと感じております。みちのく岩手観光立県第1期基本計画は、人材育成、ユニバーサルデザイン化の促進と項目立てをしておりますし、みちのく岩手観光立県第2期基本計画でもユニバーサルデザイン化の促進ということで出ております。みちのく岩手観光立県第4期基本計画になると、もうユニバーサルデザインという文言が消えて、大分薄れてきているのではないかと感じておりましたところ、この前の予算特別委員会でも同僚議員がバリアフリー観光について質問しておりましたので、私も気持ちを変えて、県でも力を入れて位置づけていっていただきたいと思っておりますが、このあたりはどのように考えていますか。

○高橋観光・プロモーション室長 バリアフリー観光につきましては、県議会12月定例会の際にも神崎浩之議員からバリアフリー観光の推進という御提言をいただいております。私どももそういった文言を追記するとともに、高齢者、障がいのある方、訪日外国人など全ての人が安全で快適な旅行をするため、市町村、関係団体、NPO法人、旅行会社等の幅広い関係者の協力のもとに官民連携でユニバーサルツーリズムを推進するという形で追記させていただいたところであります。

県といたしましても、今般のユニバーサルデザインの促進によってバリアフリーが全く不要になるものではないと考えておまして、既存のバリアをできるだけ解消しつつ、新たなものについてはできるだけユニバーサルデザインの考え方を積極的に取り入れていくということも大切でありますので、そういった形で観光客を幅広く受け入れていきたいと考えております。

○神崎浩之委員 項目立ても含めてユニバーサルデザインという逆にはぼやけた感じがするのでバリアフリー観光でいいと私は思うのですけれども、ぜひとも今後気にしていただきたいと思えます。

それから、今回使っている写真も会議の写真ですが、スロープや車椅子トイレなどの写真はいっぱいありますから、それよりはそういうものを使っていけないとわからないのではないかと感じております。

それから、この前の予算特別委員会の同僚議員の質問の中で、岩手県観光協会にバリアフリーマップがあるということで私もすぐに見ましたが、障がい者が岩手県で安心して観光しようという気になるマップではありませんでした。施設があつて、その施設の中には障がい者トイレがあります、エレベーターがありますということなのですが、観光というのは街歩きです。我々もそうなのですが、観光を考える上でトイレと駐車場が一番気にしますから、街のこういうところにはこういうトイレがある、こういう駐車場があるということで、実際に平泉でもバリアフリーマップに載っていないものがあり、あの30倍ぐらいバリアフリー化は進んでいます。せつかく進んでいるのに、岩手県観光協会のバリアフリーマップに反映されていないのは非常にもったいないと思うのです。県土整備部だってお金をかけて中尊寺通りに3カ所も多目的トイレをつくったり、電線の地中化もすごい予算をかけてやっております。

それから、保健福祉部でもさまざま啓発活動をして、そのおかげで障がい者にやさしいまちづくり、観光づくりが進んでいます。そういうのが全く反映されていないのが今の県行政だと思います。部局横断や連携してなどと言っておりますけれども、ぜひそういうのもやはり考えていただいて、保健福祉部ばかり、県土整備部ばかり、商工労働観光部ばかりではなくて、せっかくお金やエネルギー、時間をかけて実現されているものがあるので、それをぜひ生かしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○高橋観光・プロモーション室長 岩手県におきましては、岩手県ひとにやさしいまちづくり推進協議会がありまして、こちらで先ほど神崎浩之委員からお話のありました駐車場や電子マップの現状の取り組み状況、そして令和6年度においてどのような取り組みをするのかという話し合いをしているところであります。先ほど神崎浩之委員からお話のあったマップのさらなる改善という点につきましては、こういった会議の場等を踏まえながらどのような形で改善していけばよいかという意見を関係者からもお伺いするとともに、そしてまた外部有識者で構成するいわて観光立県推進会議もありますので、そういった場でもバリアフリー観光について議題にし、関係者の御意見も幅広く聞きながらそういった取り組みについて、今後どうしていくべきかという話し合いを進めていきたいと考えております。

○神崎浩之委員 岩渕商工労働観光部長にはこの際でお聞きします。

○五日市王委員 障がい者にやさしいまちづくりというお話がありましたけれども、私は愛煙家にやさしいまちづくりという観点でお伺いしたいと思います。

ニューヨークタイムズ効果ということで、盛岡駅などに行けばびよんびよん舎や盛楼閣、柳家などはもう大行列で、効果は大分あるのだとは思っております。

盛岡駅前もいろいろあるようですが、いずれ中心部は御案内のとおり内丸緑地に愛煙家がたくさん集まっています。愛煙家の皆さんは要はたばこ難民ですからあそこに集まるしかないのだと思うのですが、観光という面から見たら愛煙家の岩渕商工労働観光部長はどのように思っていますか。

○岩渕商工労働観光部長 愛煙家あるいはバリアフリーもそうだと思うのですが、いろいろな方が締め出されることなくお互いがマイナスにならないような環境をつくっていかねばいけないと思います。

先ほどの神崎浩之委員のお話を聞いていても、観光振興を考えていくときには我々だけで全てを対応していくのは非常に難しく、予算特別委員会のお話もさせていただいたのですが、健康ということを考えたら愛煙家も保健福祉部門になると思うのですが、これからの観光地域づくりというのが、保健福祉部門あるいは環境生活部門などが一つ一つの対策を考えるときに観光という切り口を頭に入れて考えていただきたいということでもあります。そうしないと、なかなか個々のニーズに沿った観光地域というのは難しいので、我々全庁挙げて観光を意識してまちづくりを進めるというのが結局はDMOになってくるのですが、そういう中でそれぞれのセクションできちんと考えて、いい

まちづくりを進めていきたいと考えております。

○**五日市王委員** まさに今岩渕商工労働観光部長がおっしゃったように、実は土曜日にある会合でJTあるいは葉たばこ生産者の皆様、盛岡市の方々もいらっしゃいました。今回かその前かわかりませんが、景観という部分で盛岡市議会でも議論があったようであります。私は、分煙社会の実現というのが一番正しいと思っていますので、やはりきちんとした喫煙所を整備するべきではないかと思っています。

ただ、たばこに関しては、先ほどおっしゃったように保健福祉部であったり、葉たばこといえば農林水産部ですので、観光という観点で、待っているのではなくて、観光のほうでやはりやりましょうというお話をぜひしていただきたいという思いであります。これはJT、葉たばこ生産者、県、市の4者でやればそんなに難しくないのではないですか。あとはどこが音頭をとってやるかという話で、これは観光だけということではないです。そういった観点で、ぜひとも解決に向けて観光の面からも声を上げていただきたいという思いであります。もう一度その思いをお聞かせいただければと思います。

○**岩渕商工労働観光部長** 私もそういう意味合いで先ほどお話したところであります、いろいろなところが一緒になってやっていかなければ、多くの人、観光客が集まるまちづくりはできませんので、我々全庁挙げてというお話を先ほどしましたけれども、もちろん我々が主体的に声をかけながら一つ一つが進むように一生懸命やっていきたいと思っております。

○**郷右近浩委員** お茶を濁すようなことは言いませんが、分煙体制の確立については、よろしくお願ひしたいと思っております。

みちのく岩手観光立県第4期基本計画（案）については、これはこれでよく網羅されていると私自身拝見させていただいておりました。直接的な部分ではないのですけれども、寄せられた意見の反映状況の中の意見は、かなり優しい書き方をしていると逆に思いながら拝見させていただきました。というのは、観光としての基本計画自体はこのとおりでいいと先ほどお話ししたとおりですけれども、それを支える部分について、伝統工芸や例えば地域のさまざまなお祭りなどがなかなか継続できなくなっている中であって、特に今回であれば工芸ですけれども人材育成などという部分は非常に大事かと思っています。それに対して、具体的な事業を進めていくに当たり参考とさせていただきます、であったり、今後検討を進めていく、といった形のみならず、もう一步しっかりと踏み込んで、今回せっかく計画ができた中でしっかりとした形でそれぞれの産業やお祭り、文化などがつながっていく形をしっかりと担保していただきたいという思いであります。その点今後進めていくということについてお話をお聞かせいただければと思います。

○**高橋観光・プロモーション室長** 郷右近浩委員からお話のありましたことについては、6ページに書いてあります意見の9と10と感じておりますが、こちらにこのような書き方はさせていただいておりましたが、ものづくりということで観光客を体験で受け入れることについては非常に大事な取り組みだと思っています。特に県産品をただ売っただけで

はなくて、それを体験していただくいった形で販売することなどについてはグランドセイコースタジオ雫石の取り組みなどいろいろありますので、そういった事例も共有しながら一体的に観光という部分で進めていきたいと考えております。伝統工芸産業につきましても令和6年度の事業としては県の地場産業振興アドバイザーによる人材育成などといった形で新たに取り組むを進めていくということで、その部分は書いてありませんでしたので、今話した点で追加の説明とさせていただきたいと思いますが、いずれにしても人材育成が非常に大事であるということについての認識は変わりありませんので、引き続き取り組みを進めていきたいと考えております。

○白澤勉委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白澤勉委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白澤勉委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白澤勉委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって商工労働観光部関係の議案の審査を終わります。

次に、商工労働観光部関係の請願陳情の審査を行います。受理番号第24号令和6年度岩手地方最低賃金改正についての請願及び受理番号第25号2024年度最低賃金引き上げに関する請願、以上2件は関連がありますので、一括議題といたします。

当局の参考説明を求めます。

○菅原労働課長 それでは、受理番号第24号令和6年度岩手県地方最低賃金改正についての請願及び受理番号第25号2024年度最低賃金引き上げに関する請願について参考説明いたします。

お配りしています資料の1ページをごらんください。まず初めに、1の地域別最低賃金の決定方法については、本県においては岩手労働局長が最低賃金法に基づき地域の実情を踏まえ、岩手地方最低賃金審議会の調査、審議を経て決定することとされております。

続きまして、2の本県の最低賃金の状況であります。地域別最低賃金の審議に当たりましては、厚生労働大臣が中央最低賃金審議会に対し地域別最低賃金の改定の目安について諮問し、当該審議会から示される引き上げ額の目安を参考としながら審議が行われているところであります。

次に、産業別の特定最低賃金であります。労働者、また使用者の代表者から一定の事業、職業についての最低賃金の決定申し出があった場合、岩手地方最低賃金審議会におい

て……

○白澤勉委員長 一旦休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○白澤勉委員長 再開いたします。

ただいま執行部から資料の配付の申し出がありましたので、これを許します。

〔資料配付〕

○菅原労働課長 それでは、改めまして御説明申し上げます。

お配りしております資料の1ページをごらんください。初めに、1の地域別最低賃金の決定方法につきましては、本県におきましては岩手労働局長が最低賃金法に基づき地域の実情を踏まえ、岩手地方最低賃金審議会の調査、審議を経て決定することとされております。

次に、2の本県の最低賃金の状況であります。地域別最低賃金の審議に当たりましては、厚生労働大臣が中央最低賃金審議会に対して地域別最低賃金額の改定の目安について諮問し、当該審議会から示される引き上げ額の目安を参考にしながら審査、審議が行われます。なお、地域別最低賃金の表示単位は時間額表示に統一されているところであります。

次に、産業別の特定最低賃金であります。労働者または使用者の代表者から一定の事業、職業についての最低賃金決定の申し出があった場合に岩手地方最低賃金審議会において審議が行われます。特定最低賃金の改定状況につきましては、お手元にお配りしております資料のとおりであります。本県の特定最低賃金は六つの産業に設定されております。そのうち各種商品小売業と百貨店、総合スーパーについては据え置きとなっております。ただここに書いてある特定最低賃金が地域別最低賃金を下回っているため、これにつきましては全ての労働者に適用される地域別最低賃金が適用されている状況となっております。

続きまして、資料の2ページをごらんください。地域別最低賃金の引き上げ額の目安につきましては、都道府県の経済実態に応じたランク分けが行われておりますが、令和4年度までは4ランクに分かれていたところであります。令和5年度からは、地域間格差の是正を図り、3ランクに見直されたところです。東京都や神奈川県等はAランク、岩手県を含めた13県がCランクに位置づけられております。現在施行されている本県の地域別最低賃金額は893円、全国加重平均では1,004円、最高額は東京都の1,113円となっております。岩手労働局によりますと、最低賃金の履行確保を図るため、事業所に対し年間を通しての周知や指導を行っているほか、最低賃金額改定後には最低賃金履行確保を主眼とする監督指導を行っているとのこととあります。

次に、3の国及び県の中小企業支援策についてであります。国では、中小企業の相談窓口の開設、紛争解決の支援を実施しております。本県におきましては、岩手県働き方改革推進支援センターやいわて産業振興センターにおける下請けかけこみ寺が対応しております。このほか業務改善支援金による企業の賃金引き上げの取り組み支援なども実施してお

ります。

4ページにお進みください。県におきましては、産業振興や企業の収益力向上に向けた取り組みを強化し、最低賃金も含めた地域の賃金水準引き上げにも反映されるように努めているところであります。また、今年度は新たに6月補正予算で措置した中小企業者等賃上げ環境整備支援事業費補助により設備投資等に係る支援を実施しているほか、12月補正予算で措置した物価高騰対策賃上げ支援費により賃上げ原資の一部を支援しているところであります。以上で説明を終わります。

○白澤勉委員長 これらの請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○軽石義則委員 それでは、何点か確認させていただきます。

いわて産業振興センターの下請けかけこみ寺に来ている相談の内容や件数、状況等がわかれば教えてください。

○菅原労働課長 いわて産業振興センターに確認したところ、利用件数ですけれども…

○軽石義則委員 中身を教えてください。

○菅原労働課長 相談内容につきましては、コロナ禍の令和3年度以降におきまして物価高騰等による単価引き上げなどについての相談がふえているそうです。また、令和5年度におきましては代金の支払い遅延についての相談が多いと伺っております。また、最近フリーランスの方による相談がふえてきているそうです。

あと、件数ですけれども、ここ3年でお話ししますと、令和3年度が51件、令和4年度が75件、令和5年度が2月末時点であります76件という状況であります。

○軽石義則委員 件数は表にありましたので、失礼しました。

その中に、いわゆる最低賃金の支払いについて、払いたいものけれどもこういう状況ではなかなか岩手県の最低賃金のレベルを確保できないのだといった相談内容は含まれているのでしょうか。

○菅原労働課長 私たちが承知している範囲でお答えしたいのですが、軽石義則委員御質問のような最低賃金に係る相談があるのは把握していない状況であります。

○軽石義則委員 先ほど価格転嫁の相談等を含めてあるということでしたので、価格転嫁ができなければ支払い原資が確保できないので、賃金ベースアップ含めて改定するにはかなり厳しいかと想像はしているのですが、そういうことも含めて、岩手県は今全国最下位ということで、前の常任委員会でも決定過程においての県のかかわりについてはいろいろ質疑をしてきたつもりですけれども、今回請願がいろいろ来ていまして改めて確認したいのですが、最低賃金を年金支給額、下請単価、業者、農民の自家労費と連動させて、いわゆるナショナルミニマムの基軸としたいという請願も来ているのですが、年金支給は国で決めるのですけれども、岩手県で下請単価、業者、農民の自家労費の状況は把握されているのでしょうか。

○菅原労働課長 軽石義則委員のお話の点につきましては、把握していないところであ

ります。

○**軽石義則委員** なかなか把握するのが難しいのではないかと思います。民間同士であれば契約の中でいろいろな条件もかなりあると思います。ただ、下請単価はいわゆる県発注事業であれば、ある程度把握できるのではないかと思いますのですけれども、県の発注事業では下請単価はどのぐらいになっているのでしょうか。

把握し切れていないということは幅が広がり過ぎて、定住推進・雇用労働室労働担当のところまでは集約されていないということで、これは当然国でも全て集約していないのではないかと思います。これまでいろいろ議論を見ていますと最低賃金審議会はこういう部分まで踏み込んだ議論はされていないように私は感じておりますし、岩手県ではいわてで働こう推進協議会の中でこういう話題が取り上げられたことがあるのかどうかお聞きします。

○**駒木特命参事兼雇用推進課長** いわてで働こう推進協議会内におきまして、最低賃金というところで議論がされたことは今までなかったと記憶しております。

○**軽石義則委員** 働き方を追求する上では賃金も一つの重要な条件だと思いますので、いわてで働こう推進協議会でも話題になっていいものではないかと私は思うのですが、それらについても次の議論にしたいと思います。

また、中小企業に対する大企業からの優越的地位を使った買いたたきなどあるので、中小企業憲章にあわせて企業基本法、下請2法、独占禁止法を抜本改正しろという請願なのですが、これらに関してやはり今そういう状況だと、岩手県の現場にもそういうことが来ているといった相談が県に来ているのでしょうか。

○**菅原労働課長** 下請けかけこみ寺の相談状況について伺ったところ、コロナ禍の令和3年度以降につきましては物価高騰による単価の引き上げなどの相談がふえており、令和4年度におきましては代金の支払い遅延などの相談がふえていると伺っているところです。

○**軽石義則委員** そういう相談については、現行法でも十分対応できているという認識でいいのでしょうか。

○**菅原労働課長** 現行法に対応という部分につきましてはわからない部分もありますので、まず今の相談のところを下請けかけこみ寺などの相談状況等も把握しながらしっかりと考えていきたいと思います。

○**軽石義則委員** やはり実態は把握するべきだと思いますし、それらに基づいて国に求めることがあるとすれば、関係機関を通じてでもいいと思うのですが、県からも国に対して発信していくためにも大事かと思います。現在の状況であれば、そういう意味でマスコミに大きく取り上げられることもありませんので、現行法の中で今は十分対応していただいているのではないかという状況だと私は思うのですがすけれども、確認していないのであれば確認していただくことをまずお願いしたいと思います。

中小企業支援についてはこれまでも賃金ベースアップのための支援金等を含めて県としても取り組みをしていただいておりますが、国に対しての社会保険料の負担や税の減免も今

回求めています。やはり実態として企業における負担分は人を雇えば雇うほど大きくなっていくのですが、雇用拡大を求める側としても、これは県でできるものではないので、国にもそういう支援制度が必要だといったことは、いわてで働こう推進協議会の中でも経営側や使用者団体からの要請などという状況はありますか。

○**駒木特命参事兼雇用推進課長** いわてで働こう推進協議会での議論ということですが、先月2月7日に第2回の協議会を開催したのですが、その際に国からの要請を受けまして、都道府県版の政労使会議として開催したところであります。国からは賃上げ支援に係る各種制度の紹介や価格転嫁に向けた指針の策定等の説明がありまして、これに対しまして労働組合や県内の経済団体からは企業の生産性向上や価格転嫁を通じて賃上げの原資を確保することが必要といった意見が出されていたところでありまして、これらの議論を踏まえまして、今後対応を考えていきたいと考えているところであります。

○**軽石義則委員** 国の機関が入っているところで経営者団体から社会保険料の減免を含めてのお話はなかなかしづらいのではないかと思います。雇用を拡大すれば事業主負担がふえることは間違いありませんので、中小企業にはそれがかなり重くのしかかっているという声は常日ごろから私も聞いております。特に今回は賃上げをする上でも全体の支払いベースが上がると企業負担分も当然ふえてまいりますので、それらについてしっかり考えてもらうべきではないかと思っております。それらの声を県からもさらに実態の把握をしていただければいいと思いますので、お願いして終わります。

○**白澤勉委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**白澤勉委員長** ほかになければ、これらの請願の取り扱いを決めたいと思います。

1件ずつお諮りいたします。まず、受理番号第24号令和6年度岩手地方最低賃金改正についての請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕

○**白澤勉委員長** 採択との意見がありました。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**白澤勉委員長** 採択との意見がありますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**白澤勉委員長** 御異議なしと認め、よって本請願は採択と決定いたしました。

次に、受理番号第25号2024年度最低賃金引き上げに関する請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「一部採択」「不採択」と呼ぶ者あり〕

○**白澤勉委員長** 一部採択、不採択との意見がありました。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白澤勉委員長 本請願については、項目によって意見が異なります。御承知のとおり、本県議会先例 259 では、請願中採択できない事項があるときは当該事項を除き採択することとして一部採択を認めております。ついては、項目によって意見が異なる委員がいる場合には項目ごとに採決を行うものでありますので、御了承願います。

初めに、本請願の中で請願項目 1 の(1)のアを採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○白澤勉委員長 起立少数であります。よって、請願項目の 1 の(1)のアは不採択と決定いたしました。

次に、本請願の中で請願項目の 1 の(1)のイを採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○白澤勉委員長 起立多数であります。よって、請願項目の 1 の(1)のイは採択と決定いたしました。

次に、本請願の中で請願項目の 1 の(2)のアを採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○白澤勉委員長 起立少数であります。よって、請願項目の 1 の(2)のアは不採択と決定いたしました。

次に、本請願の中で請願項目の 1 の(2)のイを採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○白澤勉委員長 起立少数であります。よって、請願項目の 1 の(2)のイは不採択と決定いたしました。

次に、本請願の中で請願項目の 1 の(2)のウを採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○白澤勉委員長 起立多数であります。よって、請願項目の 1 の(2)のウは採択と決定いたしました。

次に、本請願の中で請願項目の 2 を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○白澤勉委員長 起立多数であります。よって、請願項目の 2 は採択と決定いたしました。

なお、ただいま採択と決定した請願につきましては、国及び関係機関に対して意見書の提出を求める項目がありますので、今定例会に委員会発議したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白澤勉委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

それでは、意見書の文案を検討いたします。

なお、ただいま採決されました2件の請願は関連がありますので、意見書はまとめたいと思います。

当職において原案を作成いたしましたので、事務局に配付させます。

〔意見書案配付〕

○白澤勉委員長 ただいまお手元に配付いたしました意見書案をごらんいただきたいと思います。これについて御意見はありませんか。

○白澤勉委員長 休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○白澤勉委員長 それでは、再開いたします。なお、ただいまお手元に配付いたしました意見書のうち国宛て最低賃金改正等に関する意見書の文案中、項目の1、(1)、2の(1)、(2)は先ほど不採択となりましたので、この場で委員長案から削除させていただきます。

○白澤勉委員長 休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○白澤勉委員長 それでは、再開いたします。

ただいまお手元に配付いたしました意見書案をごらんいただきたいと思います。これについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白澤勉委員長 なければ、これをもって意見交換を終結いたします。

お諮りいたします。意見書案は、原案修正案のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白澤勉委員長 御異議なしと認め、意見書案は修正案のとおりとすることに決定いたしました。

なお、文言の整理等については当職に御一任願います。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○神崎浩之委員 それでは、通告しておりましたので、インバウンドについて質疑を進めたいと思います。

まず、政府が進める観光立国の意義、特にインバウンドをどう受けとめ、県の施策を進めていくのか岩渕商工労働観光部長にお伺いいたします。

○岩渕商工労働観光部長 国におきましては、人口減少が進む日本では、観光は成長戦略の柱、地域活性化の切り札であるとし、令和4年3月に策定した観光立国基本計画にお

ける基本的な方針として持続可能な観光地域づくり、インバウンドの回復、国内交流の拡大の三つの戦略が示されているところであります。この中におきまして、インバウンド回復戦略につきましてはコンテンツ整備、受け入れ環境の整備、高付加価値なインバウンドの誘致、アウトバウンド、国際相互交流の促進の三つが柱立てて立てられておりますので、これを推進することによって観光を産業として確立していくということになるかと考えております。

○**神崎浩之委員** 県としてどうしていくかについてはここではなかったのですが、他の質問でお聞きしますが、いずれ人口が減っていくということです。日本人の1人当たり消費額は今130万円ということです。この130万円が1人ずつ減っていくということで、その経済効果を挽回するには外国人旅行者が8人来ればよいということ、それから国内旅行者は宿泊で23人、日帰りは75人ふやせばそれに相当するということなので、人口減少社会で日本経済が落ち込む中、外国人や日本の国内旅行を活性化させて取り戻そうという意味も含めての観光戦略だと思っております。

それから、次に世界経済フォーラムの旅行観光開発ランキングで2019年は117カ国中4位だったのが何と日本が1位になったということで、この内容と岩手県の対応状況、その所感についてお伺いいたします。

○**高橋観光・プロモーション室長** 旅行観光開発ランキング1位ということですが、この調査は事業者・市場を取り巻く環境、観光政策と実現条件、インフラ、需要促進要素、サステナビリティの5領域とそれらを細分化した17項目、112指標ではかるものであります。日本は、交通インフラの充実や自然、文化、資源等の分野で高い評価を得たとされております。

本県の対応状況であります。同時期の令和4年5月に、外国人観光客の受け入れ再開に先立ち、観光庁が実施した訪日観光実証事業の実証ツアーを全国12カ所の一つとして受け入れまして、外国の旅行会社等に対する本県の情報発信を積極的に行ったところであります。

また、令和5年1月にはニューヨークタイムズ紙に52カ所で2番目に盛岡市が選ばれたことから、ウェブや首都圏交通広告などの集中的なプロモーションを行ったということでもあります。そして、ことしの2月にはイギリスのタイムズ紙の日本で訪れるべき場所14選で4番目にみちのく潮風トレイルが選ばれておまして、一般社団法人東北観光推進機構、関係自治体、関係団体、観光事業者と連携しながら誘客に取り組むこととしております。

○**神崎浩之委員** いずれ日本は1位をとって、それをどうやって岩手県に誘客するかということなのですが、DBJ・JTBFアジア・欧米豪訪日外国人旅行者の意向調査では、日本は次に海外旅行をしたい国の1位だということでもあります。日本まではいいのですが、そこからどうやって岩手県に誘客するかということで、岩手県のインバウンド回復戦略についてお伺いいたします。

今は体験型らしいので体験型コンテンツの取り組み、インバウンド対応の地域観光新発見事業、それから地方部での周遊観光促進ということで、日本に来る外国人をどうやって岩手県に誘致するかという戦略についてお伺いいたします。

○高橋観光・プロモーション室長 本県におきましては、本日御提案しておりますみちのく岩手観光立県第4期基本計画（案）におきまして、外国人観光客の誘致拡大の基本方針としまして、台湾を最重点市場、中国、香港、韓国を重点市場、そして冬季スキー客の増加が期待できる豪州、コロナ禍後に訪日客数が大きく伸びているタイ、シンガポール、マレーシアなどの東南アジアやアメリカを開拓市場として設定しております、市場地域の特性を捉えた戦略的なプロモーションを展開することにより新たな市場開拓や経済効果の高い高付加価値旅行者の誘客につなげ、インバウンドを初めとした誘客拡大を促進することとしております。

なお、国の観光立国基本計画にも書いてありますが、地方直行便の増便という点については花巻台北線の利用促進や上海線の運航拡大に向けた働きかけ、そして大都市から地方への周遊円滑化につきましてはインバウンドの県内周遊支援事業を捉えまして、さまざまな支援をしながらインバウンド回復を進めていきたいと考えております。

○神崎浩之委員 1月に観光庁の人からお話を聞いた際に、岩手県どうですかと聞いたら、岩手県では通常は飲食を認めていない国指定重要文化財である岩手銀行赤レンガ館を会場にジャズカフェを開催したり、地域の特色ある食事と地酒をわんこそばにちなんだスタイルで提供し、ユネスコの無形文化遺産の鬼剣舞など民俗芸能を披露して非日常的な特別感を演出したイベントやわんこそば全日本大会をベースに外国人観光客を集めた初めての国際大会を開催しましたね、という話をされておりました。鑑評会でしかお酒を試せないものの酒蔵特別見学会をやったり、それから三つの世界遺産の特別飲食イベントのビストロわんこそばを開催したといったことで、こういうことが受けるらしいので、ぜひとも地域に情報提供しながらつくっていただきたいと思います。と思っております。

それから、台湾ですが、全国各地で台湾を狙っており、岩手県は台湾が1番でありますので、どうやって台湾のインバウンド戦略を立てていくのかお伺いいたします。

○高橋観光・プロモーション室長 台湾からのインバウンドの戦略であります。令和6年度におきましては引き続き花巻台北線の利用促進を図るということと、東北各県において台湾との定期便やチャーター便が就航している状況を踏まえまして、東北各県と連携し、東北地方全体への誘客拡大、周遊を図ることを考えております。

また、県内観光関係者と連携して県内周遊の促進に取り組む形で考えております。具体的には花巻台北線の利用促進の経費を継続して計上しつつ、東北各県との連携については、世界が訪れたい東北・岩手広域周遊促進プロモーション事業費ということで一般社団法人東北観光推進機構を初めとした台湾現地におけるPRイベントの出展を予定しております。

県内周遊の促進については、インバウンドぐるっと県内周遊促進事業で現地旅行会社へ

のセールス、招請事業の実施等によりまして旅行商品の造成あるいはSNSや各種媒体を活用した観光情報の発信を進めていきたいと考えております。

○**神崎浩之委員** 観光庁の人に資料をつくってもらったのですが、台湾は地方エリアの訪問希望率が87.3%なのだそうです。今は円安の関係でショッピングも人気があって日本に来るのですが、台湾は地方エリア訪問希望率が87.3%だという資料をいただきました。

世界の訪日外国人観光客のニーズは日本食を食べる、それからショッピングという中で、台湾の観光客は自然、景勝地の観光、繁華街の街歩き、四季の体験といったものを求めている、まさに岩手県だと思っております。

台湾の観光客に対してターゲットをどのようにして戦略を立てているかと聞きましたら、30代、40代、それから20代などに分けてターゲットを絞って戦略を立てているようです。30代、40代であれば安心安全な日本、子供連れの旅、地方の魅力といったことでターゲットを絞っているということだそうです。

20代などの若い世代になってくるとSNSの利用が高いため、SNS映えを意識した情報発信をするということ、エンターテインメントやウィンタースポーツなどアクティビティのあるイベントを提供しているといったことで、ただ単に台湾ということではなく年代や台湾の方が求めているニーズをいろいろと掘り下げてアプローチしていくことを岩手県でもやっていただきたいと思います。

最後ですが、2025大阪・関西万博で訪日する外国人観光客を岩手県に誘客する戦略について質問します。

○**大越特命参事兼プロモーション課長** 2025大阪・関西万博は、来場者が2,800万人を超える想定されておりまして、そのうち300万人以上の外国人が訪日する見込みもあります。地域経済の活性化やインバウンドの回復などのメリットを本県でも享受できる好機があります。

このようなことから、2025大阪・関西万博からの誘客におきましては、関西地域から東北地域に目を向けてもらう取り組みが必要となってきます。そのために、これまで関西圏でのイベントへの出展など本県のプロモーションや2025大阪・関西万博開催期間中の自治体催事への出展に向けた検討を通じまして誘客を進めているところであります。万博への出展につきましては、現在一般社団法人東北観光推進機構と本県を含めた東北各県等が合同で出展することで検討を進めているところでありまして、その中で本県の魅力をアピールし、本県に来ていただく工夫を凝らした展示を考えていきたいと考えております。

○**神崎浩之委員** ブースなどではなくて、訪日の行程を組み立てる前に岩手県に来るようなアプローチをしていただきたいと思います。

○**五日市王委員** 職業能力開発施設再編整備計画についてであります。策定に向けた令和6年度の組織体制はどのようになるのかまず教えていただきたいと思います。

○**菅原労働課長** 令和6年度の組織体制であります。社会経済情勢の変化や企業の求

める人材のニーズを踏まえながら産業人材の育成確保のあり方に係る検討を行うため、特命課長（職業能力開発）を新たに設置することとしております。

○五日市王委員 職業能力開発の特命課長ということでありまして、いよいよ再編整備計画がつけられていくのだと思うのですが、令和6年度の取り組みと今後のスケジュールについてお伺いしたいと思います。

○菅原労働課長 令和6年度の取り組みとしましては、まずは現在設置している職業能力開発施設あり方検討ワーキンググループや再編整備計画の策定準備委員会を開催しながら、地域や企業の職業能力開発施設に対するニーズを丁寧に聞いていきたいと考えているところであります。

それらを踏まえまして、岩手県立職業能力開発施設再編整備計画策定委員会を設置して、その中で検討を進めることができるようにスピード感を持って取り組んでいきたいと思っております。

○五日市王委員 スピード感を持ってということでありますけれども、スケジュールはどのようなのでしょうか。

○岩渕商工労働観光部長 スケジュール感ですけれども、我々も早く策定していきたいと考えておりますが、県北地域への産業技術短期大学の設立というマニフェストプラス39の関係があります。マニフェストプラス39の進め方については政策企画部が各部局の意見を聞きながら具体的にどうしていくか全体的に調整していくと思っておりますのでお答えしにくい部分があるのですが、そういう中でスケジュールがかちっと固まっていけばいいと考えております。

○郷右近浩委員 関連で話したほうがいいのか迷っていたところでしたが、私も産業技術短期大学校、県立職業能力開発施設について質問させていただきたいと思っておりました。先日令和6年度の入校見込みについて資料提供をいただいたのですけれども、産業技術短期大学校の合格者数は定員より多く、何とか採って、皆さんを育てていくということで進めていただいている中で、産業技術短期大学校水沢校や千厩高等技術専門校、宮古高等技術専門校、そして二戸高等技術専門校は応募者数もさらには合格者数も定員割れといった形で移行しております。先日中日採決のときに北上市に新しく半導体関連の人材育成施設をつくるというときもお話しさせていただきましたけれども、そもそも産業技術短期大学校のさらなる活用をしていったらいいのではないかと考えているところであります。

産業技術短期大学校本校についても応募者数の上下が結構ありますけれども、現在本校には六つの訓練科がありますが、水沢校やそれぞれの能力開発校の設置科について、学びたいニーズなどと果たして合致しているのかと思います。今まさに再編計画をつくっている中でこら辺の整理もしていくと理解するのでありますけれども、せっかくあるものをもっとしっかり活用していくという中においては、それぞれの地域の特性等もありますし、例えば二戸高等技術専門校であったら漆などの人材育成をする、また産業技術短期大学校水沢校であっても、半導体などがもっと強くカリキュラムに入っているのもいいかとも思い

ますし、そうしたものをもっとつくり上げていく、またさらにはその学科だけではなくて、能力開発セミナーなどももっと柔軟に開いていくといったことで、これをもっと活用していくことを進めていったらいいのではないかと思うのでありますが、この点についてお考えをお聞きしたいと思います。

○菅原労働課長 例えば北上川流域ですと自動車や半導体関連産業を中心としたものづくり産業が大きく進む一方で人材不足が顕著になっているということもあって、将来にわたって継続的に人材を確保していくことがやはり課題となっているところであります。このため県内の企業が必要とするスキルを有した人材を県内で育成、確保、定着させる体制を構築する体制が必要でありますので、例えば産業集積している北上川流域に直結するような人材を育成するフィールドを企業と連携するなど若者の地元定着の取り組みに結びつけていくことが重要であると考えております。

ただ、現在は先ほど御案内ありました鋳物鋳造や漆など地域の特色ある部分も含めまして人手不足が非常に進んでおりますので、産業技術短期大学校や高等技術専門校の役割については、この環境変化や地域にどんな人材を輩出していくかという点を踏まえた上で、整備計画の検討を進めていきたいと思っておりますし、郷右近浩委員からお話のありました能力開発セミナーなどの柔軟な対応などは重要な視点だと思っておりますので、地域の意見なども聞きながら今後検討していきたいと思っております。

○郷右近浩委員 産業技術短期大学校水沢校は近くだからよく見えるのですけれども、生産技術科、電気技術科、建築設備科とあります。確かにさまざまな業種、業態で人材不足という中で、自動車やさまざまな機械製造関係では必要な人材です。しかしながら、逆にそうしたところは工業高校出身の子供たちが直接入っていただければそれでいいし、またさらには自分のところが育てるからゼロベースで来てもらって構わないといった声があるのも確かです。

実は地元でこれよりも大変だというのは、先ほど話しましたが、鋳物関係など伝統工芸関係は2年ではものにならず、極端なことを言うと人材育成するのに5年以上もかかるということです。しかしながら、中小企業や地場産業などはそこまで育てる時間的な余裕やさまざま積み上げていくものがなかなか難しいといった部分もありますので、その基礎の何年間かの部分をうまく教えられる状況であったり、先ほどの請願ではないですけれども、そこで学んだことがしっかり生かして、給料に反映するといった流れをつくっていく両面が欲しいのであります。その時間的なものをしっかり準備させられる環境をつくっていただく場にしていただければいいのではないかと思うのでありますけれども、そうしたことについて岩淵商工労働観光部長からもお伺いさせていただきたいと思っております。

○岩淵商工労働観光部長 以前の常任委員会でもお話しさせていただいたかと思うのですが、職業能力開発施設の役割が変わってきています。昔は働く場所がなく手に技術をつけないと就職できなかったのが、産業技術短期大学校あるいは高等技術専門校で手に職をつけて就職していったという流れが大きかったのですが、今は全く違う時代であり

ます。定員割れしていますが、三つの高等技術専門校に自動車整備科があるのですが、十何人の学生に対して求人は中部地域から何千と来ているのです。そういう中で、自動車整備士のなり手がなくて困っているのですが、ディーラーが採用してから高等技術専門校に送り込んで2年間学ばせて資格をとるといった例も出てきています。以前とは役割が大きく変わってきており、これからはそういう企業が求めるような人材をきちんと育てることが大事になってくると思いますので、鋳物にしてもそうだと思います。在職者訓練といえばわかりやすいかもしれませんが、なかなか自分たちのところで教えられない部分などがあればそういう時間軸を持って、企業からも御負担いただきながら、採用という形は確保しながら学んでもらうなど、そういうものも充実しなければいけませんし、今回話に出た半導体の例もありますので、企業から教える人を招いて一緒になって人を育てていくといった仕組みができればいいと今の段階で考えていますので、そういうことを踏まえて今後議論を深めていければと思っております。

○郷右近浩委員 例えば鋳物関係であれば、奥州地域でも鋳造研究会と岩手大学と一緒に取り組んでいるものなどがあります。先ほど御答弁もいただきましたけれども、地域や岩手県の中で積み重ねてきたものを次につなげていくシステムをしっかりと活用しながら、例えば鋳物であったり、県北地域であれば漆などこの岩手県でそれがさらに次に、次につながっていくようになってくれば、それが今度は観光につながってくるかと思えます。ぜひあり方検討委員会なども含めてしっかりつくり上げていただければと思います。

○軽石義則委員 通告していました2点のうち、まず第2回いわてで働こう推進協議会についてお伺いいたします。

2月に開催され、今中央は春闘がほぼ終了し、満額回答がどんどん出て、これから地域、まさに中小企業に移ってくるのですけれども、2月の段階でそのことも含めていろいろ議論されたのではないかと思っておりますが、まずはこのいわてで働こう推進協議会の開催状況や内容などについてお知らせ願います。

○駒木特命参事兼雇用推進課長 先ほども御答弁申し上げたとおりですけれども、2月7日に今年度の第2回いわてで働こう推進協議会を開催しております。その中では、例年どおり今年度の取り組みの報告、来年度の取り組みの方針についての協議を行いましたし、国からの依頼によりまして都道府県版政労使会議としても開催したということで賃上げ支援に係る各種制度、価格転嫁に向けた指針の策定等の説明を国の岩手労働局や東北経済産業局、公正取引委員会東北事務所から説明いただいたところです。その後、労働組合、経済団体と意見交換をしたといった内容でありました。

○軽石義則委員 国では今月13日に中央の春闘の集中回答日に合わせて実施されたようでありすけれども、その中で岸田首相が中小企業の人件費の上昇分を賃金に反映させることを促す、そのためには価格転嫁の取り組みが不十分なところは月内に事業所名を公表する方針も明らかにしたという報道もあるのですが、岩手県における政労使会議もあわせてということでしたので、それらの部分についてお話もあつたのでしょうか。

○**駒木特命参事兼雇用推進課長** 先ほど申し上げましたとおり、国の公正取引委員会東北事務所長からそれらの方針について説明がありまして、それぞれの都道府県において指針に基づいてやっていただきたいといった説明もありましたが、公表というところまではその時点ではなかったように記憶しております。

○**軽石義則委員** 指針が示されているということは、岩手県としてはその指針に沿ってどのように対応するか検討されているのでしょうか。

○**駒木特命参事兼雇用推進課長** 指針につきましては、企業間での取り組みと認識しておりまして、現時点で当方でどう支援するかについては特に検討はしていないところであります。

○**軽石義則委員** 中央の状況を踏まえた上で、これからまさに岩手県の地場中小の交渉が進められていくのですけれども、やはり地場中小の企業の問題になってくれば支払い原資がないところで、どのように賃上げをしていくか、県からの支援金にも一定の範囲がありますのでその範囲を超えて企業を存続するためにどのような賃金体系を組むか、非常に難しい判断をしていかなければならないと思います。ただ、それは自助努力でありまして、自助努力だけではできない状況、まさに価格転嫁ができていないという県のアンケートの中にもその声は多く反映されていますので、岸田首相が事業者名を公表すると言っている以上は、そのことを期待している県内事業者もかなりいるのではないかと考えておりますが、それらのことを踏まえた対応は私は必要だと思うのですが、どうなのでしょう。

○**小野寺経営支援課総括課長** 先ほど来話が出ております労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針は内閣官房と公正取引委員会が連名で今年の11月に策定したものですけれども、この中の今後の対応というところで公正取引委員会は発注者がこの指針に記載されているとすべき行動、求められる行動に沿わないような行為をすることによって、公正な競争を阻害するおそれがある場合に独占禁止法、それから下請代金支払遅延等防止法に基づき厳正に対処していくとあり、基本的に社名の公表や罰則等に関しては公正取引委員会で対応していくこととなります。最近もそういった観点で下請事業者に対して過度の要求をしている大企業や下請企業に対して求められるべき行動をとっていない企業名が公表されているのは、まさにこの指針などに基づいて公正取引委員会で対応されているものとなりますので、我々はそういった情報等を把握しつつ、あとは県内で何かしら必要な対応等があればそれに肅々と的確に対応していくといったこととなります。

○**軽石義則委員** 当然そういうルールだということは理解しておりますけれども、先ほど最低賃金の中でも議論したときに、いわて産業振興センターに来ている相談に、まさに代金の遅延や価格転嫁の話も多分含まれていたと思います。直接かかわることができないとしても、そういう実態を把握しているとすれば、そのことをどう解決していくかということについて意識の醸成や県内でいかに賃金と物価の好循環を回していくかというための支援は私は県としても必要なことではないかと思うのですが、その部分はどうなのでしょう。

○小野寺経営支援課総括課長 まさに軽石義則委員のおっしゃる取り組みは、県としても、関係する商工指導団体や労働団体などと一緒にやって取り組んでいくことが不可欠だと考えております。

昨年 12 月に県内の商工会議所、商工会、商工指導団体、それから連合岩手と一緒にやって価格転嫁の円滑化による地域経済の活性化に向けた共同宣言を行い、そして適切な価格転嫁に向けた会員への周知、意識の醸成を図っており、最近におきましては先ほど来議論に出ております労務費の適切な価格転嫁に向けた指針の浸透といった取り組みを各団体において今進めております。県内、それから県、各団体の中でこの取り組みについてはやはり力を入れて取り組んでいかなければならないと考えております。

○軽石義則委員 各団体でそれぞれ取り組むことは大事だと思いますが、市場に行けばそれぞれ同業で戦いになりますし、業種といってもいろいろな意味でその業種間の中でもやり取りは出てくると思うのです。

そういう意味では、いわゆる賃金と物価上昇をいかに好循環にしていくかという認識を共有していかないと、自分の会社だけ残ればいいということであってはなかなかならないということがまず全体に伝わってなければ、今説明のあったような内容には近づいていけないのではないかと考えております。各経済団体としては大枠は理解しているけれども、具体的に細部に取り組むとすれば、企業名の公表は非常にインパクトがあって、それぞれの企業もそういう取り組みも真剣に考えていかなければならないということ意識して、マスコミにも発表しているのではないかとと思うのです。そうなったときに、県に相談に来たときに企業支援はどうするか、今までやってきた支援事業をこれからさらに強化しなければならないのかといったことも含めて、もっといえば大企業に対してもしかり県内の状況の中で伝える役割を一緒に果たしていくなどというのも大事だと思うのです。

賃上げについては、知事も岩手労働局長と一緒に各団体を回ってお願いしていることもあります。まさに価格転嫁もそういうことも含めていわゆる賃金上昇分を確保できる取り組みを県も一緒にやっていくのだといった姿勢を示すことは私は大事だと思うのですが、その点はどうなのでしょう。

○小野寺経営支援課総括課長 まさに共存共栄というところになってくるかと思えます。共存共栄という観点からいえば、これも国で今各都道府県や団体と一緒に取り組んでおりますけれども、サプライチェーンの中でみんな一緒に共存共栄で発展していきましようといったものを宣言する、まさに発注者が代表権のある方の名前で宣言するパートナーシップ構築宣言の取り組みが今国を挙げて全国で進められております。岩手県でも宣言を要件とする補助事業制度などを通じてこの取り組みを進めておりますので、パートナーシップ構築宣言の普及拡大、それから今軽石義則委員からお話のあったそういう適切な価格転嫁の必要性についてのより一層の理解の促進といった観点で、県だけではなかなか難しい部分がありますから、団体、それからもちろん国と連携して取り組みを進めてまいります。

○軽石義則委員 全国での春闘の結果と一緒ににはならないと思えますけれども、それら

を進めていただくことによって、岩手県の結果がそれに近づく上では非常に力強い後押しになるのではないかと思いますので、お願いしたいと思います。

あと、いわてで働こう推進協議会で議論されておりますけれども、雇用拡大のためにいわて就職マッチングフェアをいろいろ積み重ねてきているようではございますけれども、その実績はどうなっているのでしょうか。

○駒木特命参事兼雇用推進課長 いわて就職マッチングフェアにつきましては、県内で就職を目指す全ての学生、社会人を対象に県内企業とのマッチング及び県内への定住、定着を促進することを目的といたしまして、県の出資法人であります公益財団法人ふるさといわて定住財団が主催している合同企業説明会であり、県、中小企業団体中央会も共催して開催しているところであります。

今年度は4月、8月、10月、11月、それからおとといの計5回開催しております。お盆の帰省時期、それから大卒者の採用情報解禁時に合わせまして大学生、UIターン希望者が参加しやすいように設定しているところであります。

11月までの確定値であります。出展企業につきましては延べ412社、参加者につきましては延べ655人になっているところであります。

○軽石義則委員 655人の参加者のうち、実際に就職できた方はどのぐらいなのでしょう。

○駒木特命参事兼雇用推進課長 実際に就職できた方ではありますが、公益財団法人ふるさといわて定住財団が参加企業に照会した数字で、実体の数字そのものではないのですが、交通費の助成等も受けた方も含めて四十数名と聞いております。

○軽石義則委員 それらを知ることからスタートして実績が積み重なっていくということだと思いますし、いわてで働こう推進協議会の各大学の報告の議事録を見ても県内就職率が低下してきているというお話が学校からもされているということは、そういう就職の機会がないのか、情報が足りないのか、これまで県議会でもかなり議論されてきているところです。実績主義ではないのですが、そういう機会をどんどんつくることは大事だと思いますし、もっといえば今度は学校側にこういうフェアのあり方や中身、開催の仕方、実際それを求めている人たちからのアンケート等を受けてつくっていくのも大事ではないかと思うのですが、その点はどうでしょうか。

○駒木特命参事兼雇用推進課長 いわて就職マッチングフェアのあり方ですけれども、11月のいわて就職マッチングフェアにつきましては公立大学法人岩手県立大学と連携しまして、大学の事業の一部として開催することによって、大学生の参加をふやしたいといった取り組みをしているところであります。おとといの参加者数は昨年度よりも40名ほど落ち込んだのですが、情報解禁が3月1日ということではあります。採用活動の早期化も懸念されておりますので、そういった学生を取り巻く環境を加味しながら今後どのようにやっていくか公益財団法人ふるさといわて定住財団と連携しながら進めていきたいと考えております。

○**軽石義則委員** そういう連携も図られているということですので、各学校も含めて今後さらに取り組みをしていただきたいと思いますし、いわてで働こう推進協議会がより現場に近づいた議論ができる形にしていくことが大事だと思います。国は国としてやるべきことがあります、国主導ではなくて、県は市町村を含めて一緒になって、さらに現場の声を現実に実施できるようなものにしていく協議会であってほしいと思っておりますので、そのことをお願いして終わります。

○**田中辰也委員** 先ほど来職業能力開発施設について議論がなされておりましたが、私も一般質問で産業技術短期大学の施設について質問させていただきました。答弁いただいている部分で職業能力開発というところに重きを置いているのではないかという思いをしていましたが、今ある二戸高等技術専門校を拡充するのではなくて、何のために産業技術短期大学を新設するのだというその意図について、私は県北地域に新たな産業人材が必要なのではないか、そのためには今の体制ではなくて産業技術短期大学を設置して県北地域に新たな有為な産業人材を育成するのだという県の意思があるのではないかという思いをしております。県としてはどのような産業人材が必要だと思ってこの産業技術短期大学を新設するという判断になったのかお聞かせください。

○**菅原労働課長** 田中辰也委員が今お話しされたとおり、県北地域には縫製、漆関連を初めとするいろいろな地域産業があるのですが、現段階では県北地域がどうこうというのもあるのですが、私たちとしては今全体で人口が減少している中で、産業人材の確保という課題を考えたときに県北地域も含めて県全体で産業人材をどのように育成、確保していくかという観点で検討していくことが必要だということで再三そういう答弁になっているのですが、そういう考え方で今やっています。

そして、先ほど岩渕商工労働観光部長も申し上げましたとおり、産業技術短期大学の今の学科が設置されたときの状況と現在の状況が変化しているということもきちんと捉えながら、例えば県北地域にはどういう人材を輩出していくかといったところを踏まえて産業技術短期大学が地元でどういう人材を輩出していくか検討していきたいと考えているところです。

○**田中辰也委員** 答弁はそのとおりだと思います。私も職業能力開発という観点からはみ出ないとどうしてもそうになってしまうと思います。ただ、今ある産業をどう伸ばしていくかだけではなくて、20年、30年先に、どういう産業になっているか我々想像だにしないですね。30年前に、こういうタブレットがある時代になるなど我々は一切思ってもいなかったと思いますが、そういう時代が30年後の将来に来るので、それを見据えて、今何をやっていくかということを考えていかなければいけないと思います。

今はデジタル技術がかなり進展してきていて、それを地域の特産とどうマリアージュしながら新たな産業を創出し、起業、創業していくかといった人材を育てていくのは、これも産業人材としては必要なことだと思うのです。

職業能力開発は、それはそれで大事ですが、それプラスアルファもう少しとが

ったところをやっていかないと、将来の岩手県、また県北地域全体を含めて、そういうとがった人材をどこかで育てていかなければいけないのではないかと思っているのですが、岩渕商工労働観光部長どうお考えでしょうか。

○岩渕商工労働観光部長 職業能力開発施設の今後のあり方について、私も先ほど来答弁しております。県北地域に産業技術短期大学校を設置するというマニフェストプラス39ですけれども、これにつきましては我々も当初のころから答弁しておりますが、今のいわて県民計画（2019～2028）のプロジェクトである北いわて産業・社会革新ゾーンプロジェクトに位置づけられているものと認識しております。その具体的な内容が若手経営者や後継者、企業等の中核人材など地域産業の未来を担う人材の育成というものでありまして、まさに地域産業の未来を見据えながらどういう人材を輩出することが必要かということも大事な観点になってまいりますので、田中辰也委員おっしゃる視点も含めましてきちんと検討してまいりたいと思います。

○白澤勉委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白澤勉委員長 なければ、これをもって商工労働観光部関係の審査を終わります。

商工労働観光部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○白澤勉委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、県土整備部から岩手県広域サイクリングルートについて発言を求められておりますので、これを許します。

○高瀬道路環境課総括課長 岩手県広域サイクリングルートについて御説明いたします。

県が検討を進めてまいりました岩手県広域サイクリングルートについて、資料、岩手県広域サイクリングルートについてにより御説明します。

初めに、1、趣旨ですが、令和3年3月に策定した岩手県自転車活用推進計画に基づく広域サイクリングルートについて、パブリックコメントや関係機関等の意見を踏まえ、広域サイクリングルート及びルート名称を取りまとめたことから報告するものです。

次に、2、広域サイクリングルートについてですが、ここでは具体のルート図をお示しするほか、パブリックコメントや関係機関等の主な意見とルートへの反映状況についてお示ししています。

初めに、(1)、岩手県広域サイクリングルート図について、3ページのカラーの岩手県地図の資料をごらんください。こちらは、10月18日の商工建設委員会でお示したルート案について、パブリックコメントや関係機関等の意見を踏まえ、取りまとめたものとなっております。

1ページにお戻りください。(2)、パブリックコメントによる意見及び反映状況ですが、

パブリックコメントは令和5年10月26日から1カ月間実施し、11件の意見が寄せられました。このうちルートに関する意見は表のとおりで、一つ目の住田町は南ルートに含まれているが、三陸ジオパーク活動の普及、発展及び地域振興の取り組みを推進していることから、東ルートに入れてほしいという意見については、東ルート及び南ルートの重複区間とすることで反映しております。

二つ目として、盛岡市から宮古市間をルートに加えてほしいという意見がありましたが、国道106号は自動車専用道路区間と一般道路区間が混在しており、サイクリストが誤進入する恐れがあるなど安全性の観点から、ルート設定はしないこととしました。

次に、(3)、検討会議及び関係機関からの主な意見と反映状況ですが、ルートに関する主な意見のうち、反映したものは表のとおりで、一つ目の東ルートのうち、大槌町から大船渡市までの国道45号には幅員狭小のトンネルが連続する区間が存在するため危険との意見を受け、サイクリストの安全性、三陸鉄道利用促進の観点から、三陸鉄道株式会社と連携した三陸鉄道活用区間に見直しを行いました。

3ページのルート図をごらんください。右下に赤字で示す二つの区間が三陸鉄道活用区間であり、自転車を列車内に持ち込んで三陸鉄道でのトリップを楽しんでいただく区間として三陸鉄道とのコラボレーションにより魅力的な区間となることが期待されます。

1ページにお戻りください。二つ目の三陸海岸の絶景を楽しめる北山崎を通過させたほうがよい。三つ目の世界遺産である平泉の町なかを堪能できるルートにしたほうがよいとの意見についてもそれぞれ反映し、ルートの見直しを行いました。

2ページをごらんください。3、ルート名称について説明します。ルート名称については、1カ月間の公募を実施した後、広域サイクリングルート検討会議を経て最終案を絞り込んだところであり、3月中旬に決定し、公表する予定としています。ルート名称は、沿岸部を巡るいわて三陸しおかぜルート、県西部を巡るいわてイーハトーブルート、県南部を巡るいわて歴史遺産探訪ルート、県北部を巡るいわて森の風ルート、以上四つとなります。

最後に、4、今後については、路面標示、案内看板等のルートの整備を行うとともに、広域サイクリングルートの利活用を促進するため、三陸鉄道株式会社と連携しながら三陸鉄道活用区間の利用促進を図るほか、県内の市町村と連携し、当該ルート周辺の観光スポット情報の充実や地域ルート設定等を行っていくこととしています。

○白澤勉委員長 ただいまの報告に対して、何かありませんか。

○軽石義則委員 ルートもこの活用もいいと思いますが、自転車を利用する方とその周りの安全の確保という観点だけ一つ確認させてください。東北地方の中でも岩手県だけが任意保険は努力義務なのです。県がこのルートを指定して自転車の活用をどんどん促すとすれば、他県のように任意保険にはしっかり加入してほしいということもあわせて訴えていくことが私は大事ではないかと思っております。これからこのルートを設定して周知、利用いただくためにはそういうことも含めて考えてほしいという周知は大事だと思うのですが、その点はどうでしょうか。

○高瀬道路環境課総括課長 軽石義則委員御指摘のとおりであります。ルートの周知をこれからやっていく中でさまざまな機会があると思いますので、任意保険の件につきましても伝えていくように努力してまいります。

○軽石義則委員 保険の担当は復興防災部ですので復興防災部としっかり連携を取り、決まればこれからパンフレット等で周知されていくと思うので、そういう際にしていただければと思います。自転車の利活用には安全確保も大事です。ヘルメットも今広がりつつありますので、あわせて任意保険の大事さということも、被害者も、加害者も、そういう意味では非常に大事なルールだと思っておりますので、ぜひその点もお願いして終わります。

○白澤勉委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白澤勉委員長 なければ、これをもって県土整備部からの報告を終わります。

本日は今年度最後の委員会となりますが、加藤県土整備部長が岩手県を離れられるほか、大久保河川港湾担当技監が御退職されると伺っております。大変ありがとうございました。

ここで、皆様を代表して加藤県土整備部長から一言お願いしたいと思います。

○加藤県土整備部長 このようなお時間を設けていただきまして、まことにありがとうございます。

白澤勉委員長を初め商工建設委員会の委員の皆様方には県土整備部のさまざまな案件につきまして熱心に御審議いただきましてまことにありがとうございました。私ごとでありますけれども、4月に県土整備部長を拝命しまして、この1年間県土整備部長として業務の推進に努めてまいりました。

県土整備部の業務は、この広大な県土を有する我が県におきましては、自然災害から県民の安全安心を守り、かつ地域の日々の暮らしを守り、地域の活性化を図るためにとっても大事な仕事だと日々痛感しながら、県土整備部のメンバーと一体となって仕事を進めてきたところであります。その間におきましてもさまざまな機会委員の皆様から御指導あるいは御示唆を多くいただきました。この場をおかりしまして、厚く御礼を申し上げたいと思っております。

引き続き、県土整備部としましても県民の安全、安心を守る、地域の暮らしを守るという観点から、新体制になっても一生懸命業務を回して推進を図ってまいりますので、新体制のメンバーにおきましても引き続きの御指導、御鞭撻をいただければと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

9月以降御審議、御指導、御鞭撻いただきまして、まことにありがとうございました。

(拍手)

○白澤勉委員長 加藤県土整備部長を初め皆様の新天地での御活躍を御祈念申し上げます。

それでは、県土整備部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

それでは、次回の委員会運営についてお諮りいたします。次回4月に予定しております

閉会中の委員会ではありますが、所管事務の現地調査を行いたいと思います。調査項目につきましては、道の駅もりおか渋民の整備状況についてといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白澤勉委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。

なお、詳細については当職に御一任願います。おって継続調査と決定いたしました件につきましては、別途議長に対し閉会中の継続調査の申し出をすることといたしますので、御了承願います。

次に、委員会調査についてお諮りいたします。当委員会の来年度の委員会調査については、お手元に配付しております令和6年度商工建設委員会調査計画（案）のとおり実施することとし、調査の詳細については当職に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白澤勉委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。